

外国の地方公共団体の機関等に派遣される藤沢市職員の処遇等に関する条例の一部改正について

外国の地方公共団体の機関等に派遣される藤沢市職員の処遇等に関する条例の一部を次のように改正する。

2014年（平成26年）6月5日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

外国の地方公共団体の機関等に派遣される藤沢市職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される藤沢市職員の処遇等に関する条例（平成8年藤沢市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第1項及び第7条の規定に基づき、」を「の規定に基づき」に改める。

第2条第2項第1号中「定めて任用される職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く。）」を加え、同項第3号中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

第5条の見出しを「（派遣職員に関する藤沢市一般職員の給与に関する条例の特例）」に改める。

第8条の見出しを「（派遣職員に係る報告）」に改め、同条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条の見出しを「（派遣職員に関する藤沢市職員の退職手当に関する条例の特例）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 派遣職員がその派遣の期間中に退職した場合に支給する退職手当条例の規定による退職手当の算定基礎となる給料月額については、部内の他の職員との均衡上

必要があると認められるときは、前条の規定の例により、その額の調整を行うことができる。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(派遣職員の職務復帰後における職務の級及び号給の調整)

第6条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号給については、部内の他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、公益的法人等への藤沢市職員の派遣等に関する条例を制定することに伴い、派遣等に係る職員間の処遇の均衡を図るため、所要の改正をする必要による。